



巻頭言

公益社団法人 静岡県柔道整復師会
会長 永田官久

業界生き残りにかけて

静岡県柔道整復師会の皆様には、益々ご清祥にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

一昨年の反社会的勢力による療養費不正事件は「起こるべくして起きた事件」であり、防ぐことができない事件でありました。これを機に、日本柔道整復師会（以下、日整）は、今までにない素早い動きで柔整改革に着手しました。平成29年3月21日が最終である「柔道整復療養費検討委員会」では、我われ保険業務に係わる重大な検討がなされたことは、すでにご承知であると思えます。私が常に口にしていた「節度を持った請求を」ということが問われる状況になりました。

その中での最優先事項として、1、公的審査会の権限強化、これは、審査会からの返戻、施術者と患者への調査に加えて、施術者の呼び出し。

2、施術管理者の要件見直しとして、3年の実務経験と研修の義務化。

3、電子申請のモデル事業実施。その他にも「協定の見直し」等、改正をすることとなっています。そして保険者側と有識者である臨床整形外科委員から提案されている「亜急性の文言の見直し」「白紙委任問題」「1部位からの負傷原因記載」の議論はこれからも継続審議されていくことであると思われます。

当たり前のことですが、保険請求に関しては「いつ・どこで・何をして・ど

こが・どうなったか」を明確に記載し、開示請求に耐えられる申請書の作成が求められます。我われを守る手段としては、これに尽きると思います。

また、規制緩和により養成校が激増し、現在約 109 校・約 8,600 名の定員、大学短大を合わせれば約 7,000 名が国家試験を受験しその内の約 5,000 名が合格し柔道整復師となる構図の中「数と良質な柔道整復師育成」を担保すべく、養成学校カリキュラム改訂について、修学単位数・授業時間の大幅な増加が、日整主導により平成 30 年から実行されることとなっています。これに係わる施術管理者となる柔道整復師への要件強化について、「実務経験 3 年」、「研修会受講」が必要であるとし、養成学校主催の研修会を 16 時間 2 日間受講した柔道整復師でなければ、学生の受け入れはできなくなることも話の中では決まっているが、平成 30 年からの実施に向け調整中であります。

電子申請のモデル事業実施につきましては、公益社団法人東京都柔道整復師会主導で、テスト実施に向けて協議が進められています。

会員の皆様には、「柔道整復師の生き残り」をかけて、日整が現在進め達成しようとしている教育改革、制度改革にぜひ引き続き注目いただき、公益社団法人静岡県柔道整復師会の会員皆様と一致団結して、これから起こりうる難局に対して頑張っ参りたいと思っておりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。